

令和7年山形県教育委員会3月定例会

令和7年3月18日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について

(高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程の制定について (生涯教育・学習振興課)

議第2号 教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)

議第3号 山形県教育職員免許状再授与審査会規則の設定について (教職員課)

議第4号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)

議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について (教育政策課)

議第6号 教育委員会職員の人事について (教育政策課)

議第7号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜



実施状況の概要

1 全体の状況

全日制	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和7年度	6,560	5,457	61	5,396	5,094	0.82
令和6年度	6,560	5,349	80	5,269	5,092	0.80
増減	0	108	▲19	127	2	0.02

定時制	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和7年度	280	139	2	137	134	0.49
令和6年度	280	158	3	155	152	0.55
増減	0	▲19	▲1	▲18	▲18	▲0.06

全定総計	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和7年度	6,840	5,596	63	5,533	5,228	0.81
令和6年度	6,840	5,507	83	5,424	5,244	0.79
増減	0	89	▲20	109	▲16	0.02

- ※ 入学志願者等の数 = 推薦・連携型及び前期（特色）選抜合格内定者数 + 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数 + 一般入学者選抜志願者数
 令和7年度 推薦入学者選抜内定者数 全日制 732名 定時制 0名
 連携型入学者選抜内定者数 全日制 16名
 前期（特色）選抜内定者数 全日制 109名
 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数 全日制 94名
- ※ 受検者等の数 = 入学志願者等の数 - 取消・欠席者数
- ※ 合格者等の数 = 合格者数 + 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数
- ※ 最終倍率 = 受検者等の数 ÷ 入学定員
- ※ 志願取消しの理由は、国立高等専門学校等の合格による。

2 定員充足率の状況

	令和7年度	令和6年度	増減
全日制	77.7%	77.6%	0.1
定時制	47.9%	54.3%	▲6.4
全定	76.4%	76.7%	▲0.3

※ 定員充足率 = (合格者等の数 ÷ 入学定員) × 100

3 課程・学科別の状況

別添 令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜 「B」学科別受検者数・合格者数」参照

4 各学校・学科の状況

別添 令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜 「C」受検者数・合格者数」参照

5 追検査について

一般入学者選抜における追検査対象者 10校 22名（県全体）

※ インフルエンザ等の感染症への罹患や、受検者本人の交通事故など真にやむを得ない理由により、本検査の受検ができず、追検査の受検を希望した者を対象者とする。

令和7年度山形県公立高等学校入学選抜
学科別受検者数・合格者数

B

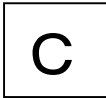
項目	学科	全 日 制														定時制		総計	
		普通	理数	探究	音楽	体育	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	総合	計	普通	総合		計
入学定員	7年度	3,200	120	240	40	80	360	1,120	560	40	80	40	40	40	640	200	80	280	6,840
	6年度	3,200	120	240	40	80	360	1,120	560	40	80	40	40	40	640	200	80	280	6,840
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入学志願者等の数	7年度	2,600	140	427	23	98	198	817	591	22	46	35	54	406	119	20	139	5,596	
	6年度	2,577	142	406	11	80	222	788	568	22	48	31	35	419	121	37	158	5,507	
	増減	23	▲2	21	12	18	▲24	29	23	0	▲2	4	19	▲13	▲2	▲17	▲19	89	
取消・欠席者数	7年度	23	1	0	1	0	0	29	2	0	0	0	3	2	1	1	2	63	
	6年度	28	3	0	0	0	0	39	3	1	0	0	2	4	2	1	3	83	
	増減	▲5	▲2	0	1	0	0	▲10	▲1	▲1	0	0	1	▲2	▲1	0	▲1	▲20	
受検者等の数	7年度	2,577	139	427	22	98	198	788	589	22	46	35	51	404	118	19	137	5,533	
	6年度	2,549	139	406	11	80	222	749	565	21	48	31	33	415	119	36	155	5,424	
	増減	28	0	21	11	18	▲24	39	24	1	▲2	4	18	▲11	▲1	▲17	▲18	109	
合格者等の数	7年度	2,615	117	240	22	81	198	773	501	22	46	35	40	404	115	19	134	5,228	
	6年度	2,667	101	242	11	80	222	749	472	21	48	31	33	415	116	36	152	5,244	
	増減	▲52	16	▲2	11	1	▲24	24	29	1	▲2	4	7	▲11	2	▲1	▲17	▲16	
最終倍率	7年度	0.81	1.16	1.78	0.55	1.23	0.55	0.70	1.05	0.55	0.58	0.88	1.28	0.63	0.82	0.24	0.49	0.81	
	6年度	0.80	1.16	1.69	0.28	1.00	0.62	0.67	1.01	0.53	0.60	0.78	0.83	0.65	0.80	0.45	0.55	0.79	
	増減	0.01	0.00	0.09	0.27	0.23	▲0.07	0.03	0.04	0.02	▲0.02	0.10	0.45	▲0.02	0.02	▲0.21	▲0.06	0.02	

※入学志願者等の数＝推薦、連携型及び前期(特色)選抜合格内定者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数＋一般入学選抜志願者数

※受検者等の数＝入学志願者等の数－取消・欠席者数

※合格者等の数＝合格者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数

※最終倍率＝受検者等の数÷入学定員



令和7年度

山形県公立高等学校入学者選抜

受検者数・合格者数

山形県教育委員会

令和7年3月17日

【全日制の課程】

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率	
1	山 形 東	普通	160	60	60	163	0.38	
		探究	80	223	223	80	2.79	
2	山 形 南	普通	200	176	176	196	0.88	
		理数	40	64	63	41	1.58	
3	山 形 西	普通	200	222	221	200	1.11	
4	山 形 北	普通	160	155	155	155	0.97	
		音楽	40	23	22	22	0.55	
5	山 形 工 業	工業	機 械 技 術	40	33	33	40	0.83
			電 気 電 子	40	34	34	40	0.85
			情 報 技 術	40	48	47	40	1.18
			建 築	40	59	59	40	1.48
			土 木 ・ 化 学	40	49	49	40	1.23
6	山 形 中 央	普通	160	224	224	161	1.40	
		体育	80	98	98	81	1.23	
7	上 山 明 新 館	普通	160	118	118	118	0.74	
		農業	40	40	40	40	1.00	
		商業	40	39	39	39	0.98	
8	天 童	総合	120	102	102	102	0.85	
9	山 辺	家庭	食 物	40	38	38	38	0.95
			福 祉	40	8	8	8	0.20
		看護	看 護	40	35	35	35	0.88
10	寒 河 江	普通	一 般 コ ー ス	160	83	83	117	0.52
			探 究 コ ー ス	40	74	74	40	1.85
11	寒 河 江 工 業	工業	メカニカルエンジニア	40	24	24	24	0.60
			ロボットエンジニア	40	17	17	17	0.43
			I T エ ン ジ ニ ア	40	28	28	28	0.70
12	谷 地	普通	80	41	41	41	0.51	
13	左 沢	総合	40	20	20	20	0.50	
14	村 山 産 業	農業	農 業 経 営	40	21	21	21	0.53
			み どり 活 用	40	17	17	17	0.43
		工業	機 械	40	15	15	15	0.38
			電 子 情 報	40	20	20	20	0.50
			商 業	流 通 ビ ジ ネ ス	40	26	26	26
15	東 桜 学 館	普通	200	197	196	196	0.98	
16	北 村 山	総合	120	17	17	17	0.14	

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率	
17	新 庄 北	普通	一般コース	120	42	42	42	0.35
			探究コース	40	30	30	30	0.75
	新 庄 北 最 上 校	普通		40	13	12	12	0.30
18	新 庄 南	普通		80	36	36	36	0.45
				40	12	12	12	0.30
19	新 庄 神 室 産 業	農業	食料生産	40	19	19	19	0.48
			農産活用	40	26	26	26	0.65
		工業	機械電気	40	21	21	21	0.53
			環境デザイン	40	17	17	17	0.43
		商業	ビジネス創造	40	27	27	27	0.68
	新 庄 神 室 産 業 真 室 川 校	普通		40	7	7	7	0.18
20	米 沢 興 譲 館	普通		120	124	124	122	1.03
		探究	理数探究、国際探究	80	109	109	80	1.36
21	米 沢 東	普通		160	156	156	0.98	
22	米 沢 鶴 城	工業	機械加工、機械制御	80	51	51	51	0.64
			電気情報	40	15	15	15	0.38
			建築、環境工学	80	53	53	53	0.66
		商業	総合ビジネス、会計情報	80	75	75	75	0.94
23	置 賜 農 業	農業	食料生産経営	40	23	23	23	0.58
			農業資源活用	40	18	18	18	0.45
24	南 陽	普通		160	83	82	82	0.51
25	高 畠	総合		80	46	45	45	0.56
26	長 井	普通	一般コース	160	87	85	89	0.53
			探究コース	40	44	44	40	1.10
27	長 井 工 業	工業	機 械	40	14	14	14	0.35
			電 子	40	23	23	23	0.58
			福 祉 環 境	40	14	14	14	0.35
28	荒 砥	総合		40	37	37	37	0.93
29	小 国	普通		40	20	20	20	0.50

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率		
30	致 道 館	普通	200	222	218	200	1.09		
		理数	80	76	76	76	0.95		
31	鶴 岡 工 業	工業	機 械	40	44	36	36	0.90	
			電 気 電 子	40	34	29	29	0.73	
			情 報 通 信	40	47	33	33	0.83	
			建 築	40	32	32	32	0.80	
			環 境 化 学	40	22	22	22	0.55	
32	鶴 岡 中 央	普通	120	123	117	117	0.98		
		総合	120	117	116	116	0.97		
33	加 茂 水 産	水産	水 産	40	22	22	22	0.55	
34	庄 内 農 業	農業	食 料 生 産	40	18	18	18	0.45	
			食 品 科 学	40	16	16	16	0.40	
35	庄 内 総 合	総合		80	35	35	35	0.44	
36	酒 田 東	普通		120	89	84	99	0.70	
		探究	理数探究、国際探究	80	95	95	80	1.19	
37	酒 田 西	普通		120	97	95	95	0.79	
38	酒 田 光 陵	工業	普通		80	65	65	69	0.81
			機 械 制 御	40	31	30	34	0.75	
			電 気 電 子	40	32	32	35	0.80	
		環 境 技 術	40	40	40	40	1.00		
		商業	ビ ジ ネ ス 流 通	40	29	29	29	0.73	
			ビ ジ ネ ス 会 計	40	24	24	24	0.60	
		情 報		40	54	51	40	1.28	
39	遊 佐	総合		40	32	32	32	0.80	
全 日 制 県 立 合 計			6,280	5,086	5,027	4,813	0.80		
1	山 形 市 立 商 業	商業	総 合 ビ ジ ネ ス	160	210	210	160	1.31	
			情 報	40	44	44	40	1.10	
			経 済	80	117	115	81	1.44	
全 日 制 市 立 合 計			280	371	369	281	1.32		
全 日 制 公 立 合 計			6,560	5,457	5,396	5,094	0.82		

*「探究科」とは、理数に関する学科である理数探究科と、国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。

【定時制の課程】

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
1	霞 城 学 園	普通 I 部 (午 前)	40	35	34	39	0.85
		普通 II 部 (午 後)	40	53	53	40	1.33
		普通 III 部 (夜)	40	7	7	12	0.18
2	新 庄 北	普通 (夜)	40	4	4	4	0.10
3	米 沢 鶴 城	総合 (夜)	40	16	15	15	0.38
4	庄 内 総 合	総合 (昼)	40	4	4	4	0.10
5	酒 田 西	普通 (昼)	40	20	20	20	0.50
定 時 制 公 立 合 計			280	139	137	134	0.49

【全日制・定時制合計】

公 立 高 校 総 計			入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
			6,840	5,596	5,533	5,228	0.81

※入学志願者等の数＝推薦、連携型及び前期(特色)選抜合格内定者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数＋一般入学者選抜志願者数

※受検者等の数＝入学志願者等の数－取消・欠席者数

※合格者等の数＝合格者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数

※最終倍率＝受検者等の数÷入学定員

令和7年度山形県公立高等学校
一般入学者選抜学力検査

出題のねらいと検査問題の構成

令和7年3月7日

山形県教育委員会

1 出題の基本方針

令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜学力検査問題は、「令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示した次の出題方針に基づいて作成した。

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。
- (2) 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮し、客観式及び記述式を組み合わせ出題する。
- (3) 出題領域は、特定なものに偏ったりしないように、できるだけ広範囲から出題する。

以上により、平素の授業を大切にし、着実に学習を重ねていれば十分解答できるように配慮した。

2 出題の傾向

(1) 全体

- ア 基礎・基本を重視し、思考力、判断力、表現力などを総合的に評価できるようにした。
- イ 受検者が興味・関心をもって取り組めるよう、身近な素材を取り入れ、問題の設定を工夫した。
【国語 ⑤、社会 ⑥、数学 ③、理科 ②、英語 ④】

(2) 平均点

各教科とも50～60点となるように配慮した。

(3) 各教科

国語

- ・ 織物を通して青年が理想に向かっていく姿を描いた作品や、連歌を巻くという話題から人間とAIとの違いについて述べた文章など、自己、人間、社会などについて自分の考えを広げたり深めたりすることができるような題材を取り上げた。 (①、②)
- ・ 広告に表れているものの見方や考え方を踏まえて、自分の考えを、経験や知識と結び付けながら書くことができるかどうかをみる問題を出題した。 (⑤)

社会

- ・ 世界と日本の地理に関わる事象について、資料を正確に読み取り、読み取った内容から思考・判断したことを適切に表現する力をみる問題を出題した。 (①、②)
- ・ 本県が進める施策など、身近な題材を取り上げ、受検者が社会的事象に関心をもって問題に取り組めるようにした。 (⑤、⑥)

数学

- ・ 日常の事象を数学と結び付けて思考したり判断したりすることを通して、数学のよさを実感できるような問題を出題した。 (①-5)
- ・ 二つの数量の変化や対応を調べることを通して、関数関係について考察したり、表現したりする問題を出題した。 (③)

理科

- ・ 身近な植物を題材とし、植物の体のつくりと働きについて総合的に問う問題を出題した。 (②)
- ・ 身近な事物・現象を取り上げ、探究の過程の中で、理科の有用性を感じられるような問題を出題した。 (⑤-3、⑧-3)

英語

- ・ 紙資源のリサイクルや、将棋を通じた国際交流を題材として取り上げ、受検者が興味・関心をもって問題に取り組めるようにした。 (③、④)
- ・ 英文から読み取ったことを踏まえて、自分の考えについて、まとまりのある英文を書く力をみる問題を出題した。 (⑤)

国 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の各事項、及び「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域について、基礎的・基本的な国語の力を中心に、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者の生活体験や心情に配慮しながら、受検者に読ませるのにふさわしい内容をもつものを取り上げた。
- (3) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力などもみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
一	文学的な文章 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・読むこと	○常用漢字や語句の意味についての基礎的な知識・技能。 ○場面の展開や登場人物の設定の仕方、心情の変化などについて、描写を基に捉える力。 ○物語の展開の仕方を捉える力。
二	説明的な文章 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・情報の扱い方に関する事項 ・読むこと	○常用漢字や品詞についての基礎的な知識・技能。 ○意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係について理解する力。 ○文章の内容を叙述を基に捉え、要旨を把握する力。 ○文章の論理の展開の仕方を捉える力。
三	古 典 ・我が国の言語文化に関する事項 ・読むこと	○文語のきまりについての基礎的な知識・技能。 ○古典に表れたものの見方や考え方を理解する力。 ○書き手の主張や登場人物の設定の仕方を捉える力。
四	漢字と言葉 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・話すこと・聞くこと	○学年別漢字配当表に示されている漢字を書く力。 ○自分の考えが分かりやすく伝わるように、話の構成を工夫したり資料を用いたりする力。
五	作 文 ・書くこと ・読むこと	○目的や意図に応じて、資料に示された情報を整理し、伝えたいことを明確にする力。 ○自分の考えを、経験や知識と結び付けながら、まとまりのある文章で書く力。

社 会

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、地理的分野、歴史的分野及び公民的分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力などもみることができるようにした。
- (3) 地図、写真、図、グラフなどの資料を用いて、社会的事象を総合的に考察する力をみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	地理的分野 ・世界の地域構成 ・世界各地の人々の生活と環境 ・世界の諸地域	○世界地図を活用し、世界の地域構成を捉える力。 ○自然及び社会的条件と関連付けて、世界の人々の生活の様子を捉える力。 ○地理に関わる事象について、資料を読み取り、思考・判断したことを表現する力。
2	地理的分野 ・地域調査の手法 ・日本の地域的特色と地域区分 ・日本の諸地域	○資料や主題図から、必要な情報を読み取る力。 ○地理的な課題について、資料を読み取り、思考・判断したことを表現する力。 ○地理に関わる事象について、資料を基に、思考・判断する力。
3	歴史的分野 ・古代までの日本 ・中世の日本 ・近世の日本	○歴史に関わる事象についての知識。 ○時代の転換や、各時代の政治や社会の特色を捉える力。 ○歴史に関わる事象の意味や意義を説明する力。
4	歴史的分野 ・近代の日本と世界 ・現代の日本と世界	○歴史に関わる事象についての知識。 ○世界の動きと関連付けて、日本の近現代史の大きな流れを捉える力。 ○資料を読み取り、歴史に関わる事象の意味や意義を説明する力。
5	公民的分野 ・人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ・民主政治と政治参加	○現代の社会的事象について、資料を読み取り、思考・判断したことを表現する力。 ○国民の政治参加について、思考・判断したことを表現する力。
6	公民的分野 ・市場の働きと経済 ・国民の生活と政府の役割 ・世界平和と人類の福祉の増大	○市場経済の基本的な考え方についての知識。 ○財政及び租税の意義や、国際社会の諸課題についての知識。 ○現代の社会的事象について、資料を基に、思考・判断したことを表現する力。

数 学

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「数と式」、「図形」、「関数」及び「データの活用」の4領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、日常の事象と数学との関連を図ったり、動きのある事象を取り上げたりして、受検者が関心・意欲をもって取り組めるようにした。
- (3) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力、直観力などもみることができるようにした。
- (4) 結果だけを問うのではなく、結果に至るまでの過程も評価できるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	数と式 ・正の数・負の数 ・平方根 ・式の計算 ・二次方程式 図形 ・空間図形 データの活用 ・データの分布	○整数や分数、平方根を含む式や文字を含む整式の四則計算をする力。 ○解の公式を用いて二次方程式を解く力。 ○数の平方根の意味を理解し、条件を満たす値の個数を求める力。 ○平面上に表現された空間図形を読み取り、その図形を考察する力。 ○データを整理し、箱ひげ図で表す力。
2	関数 ・反比例 ・関数 $y = ax^2$ 図形 ・平面図形 数と式 ・一次方程式 ・連立方程式 データの活用 ・確率	○関数の変化の割合を求める力。 ○関数の特徴について、式とグラフを相互に関連付ける力。 ○図形的な性質を捉え、作図する力。 ○方程式を活用する力。 ○確率を用いて不確定な事象を捉え、説明する力。
3	関数 ・一次関数	○伴って変わる二つの数量の関係を捉え、考察し表現する力。 ○変化や対応の特徴を見だし、事象を考察する力。
4	図形 ・平面図形 ・空間図形	○三角形の相似条件などを用いて、論理的に証明する力。 ○三平方の定理などを活用し、図形を考察する力。

理 科

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、第1分野、第2分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識・技能を基に、思考力、判断力、表現力などをみることができるようにした。
- (3) 観察や実験に関する問題では、活動の過程を重視し、観察や実験に対する関心・意欲や、結果から考察する力などの、科学的に探究する力をみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	生物的領域 ・自然と人間	○生物と環境についての知識・技能。 ○自然界のつり合いについて、知識・技能を基に、思考し、判断する力。
2	生物的領域 ・生物の体のつくりと働き	○葉・茎・根のつくりと働きについての知識・技能。 ○蒸散の働きについて、実験結果を基に、思考し、判断する力。
3	地学的領域 ・地球と宇宙	○日周運動と自転についての知識・技能。 ○地球の自転・公転について、観察記録を基に、思考し、判断する力。
4	地学的領域 ・大地の成り立ちと変化	○火成岩についての知識・技能。 ○地下のマグマの性質について、知識・技能を基に、思考し、表現する力。
5	化学的領域 ・化学変化と原子・分子	○化学変化と物質の質量についての知識・技能。 ○質量変化の規則性について、実験結果を基に、思考し、表現する力。
6	化学的領域 ・化学変化とイオン	○水溶液とイオンについての知識・技能。 ○水溶液とイオンについて、思考し、判断する力。
7	物理的領域 ・身近な物理現象	○力の働きについての知識・技能。 ○力の働きについて、実験結果を基に、思考し、判断する力。
8	物理的領域 ・電流とその利用	○回路と電流・電圧についての知識・技能。 ○電気とそのエネルギーについて、実験結果を基に、思考し、表現する力。

英 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」及び「書くこと」の五つの領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者が興味・関心をもって取り組めるよう、日常的な話題や社会的な話題を取り上げた。
- (3) 「音声」、「符号」、「語、連語及び慣用表現」、「文、文構造及び文法事項」といった言語材料の選定に当たっては、日常のコミュニケーション活動においてよく用いられる活用頻度の高いものを取り上げた。
- (4) 設問に当たっては、単に英語の知識を問うだけでなく、全体のあらすじなどの大まかな内容や大切な部分を捉える力、伝えたいことを積極的に表現する力などを総合的にみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
①	・聞くこと ・書くこと	○英語を聞いて、必要な情報を把握する力。 ○まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を的確に捉える力。 ○聞いて得た情報を、英語で書いてまとめる力。
②	・読むこと ・書くこと ・話すこと [やり取り]	○基本的な言語材料を、場面に応じて適切に活用する力。 ○具体的な場面や状況に合った適切な表現を使用する力。 ○文構造や文法事項を正しく用いて正しい語順で文を構成する力。
③	・読むこと ・話すこと [やり取り]	○表と照らし合わせながら、対話文から必要な情報を読み取ったり、対話文の要点を捉えたりする力。
④	・読むこと ・書くこと	○物語のあらすじをつかみながら、内容を読み取る力。 ○登場人物の行動や心情など、書かれた内容を的確に理解する力。 ○読んだ事柄について、英語の問いに英語で適切に答える力。
⑤	・読むこと ・書くこと ・話すこと [発表]	○英語で書かれた内容を捉え、適切に応じる力。 ○自分の考えなどが読み手に正しく伝わるように書く力。

議第 1 号

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程の制定について

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程を次のように定める。

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程

(山形県博物館登録審査基準の一部改正)

第1条 山形県博物館登録審査基準(令和5年4月県教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第1項第7号中「その他の研修」を「その他の研修(インターネットの利用その他の方法により開催されるものを含む。)」に改める。

(山形県博物館に相当する施設指定審査基準の一部改正)

第2条 山形県博物館に相当する施設指定審査基準(令和5年4月県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第1項第7号中「その他の研修」を「その他の研修(インターネットの利用その他の方法により開催されるものを含む。)」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

行政手続等のデジタル化に向けたアナログ的な手法を前提とする規制の見直しに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和7年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程 新旧対照表
 第1条関係（山形県博物館登録審査基準の一部改正）

現行	改正案
1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制 (1)～(6) 一略一 (7) 博物館法第7条に規定する研修 <u>その他の研修</u> に職員が参加する機会が確保されていること。	1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制 (1)～(6) 一略一 (7) 博物館法第7条に規定する研修 <u>その他の研修（インターネットの利用その他の方法により開催されるものを含む。）</u> に職員が参加する機会が確保されていること。

第2条関係（山形県博物館に相当する施設指定審査基準の一部改正）

現行	改正案
1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制 (1)～(6) 一略一 (7) 博物館法第7条に規定する研修 <u>その他の研修</u> に職員が参加する機会が確保されていること。	1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制 (1)～(6) 一略一 (7) 博物館法第7条に規定する研修 <u>その他の研修（インターネットの利用その他の方法により開催されるものを含む。）</u> に職員が参加する機会が確保されていること。

議第 2 号

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定 について

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則

(教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第7条中「掲示しておかなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しておかなければ」に改める。

(山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成18年2月県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第6条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第3条 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年2月県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を「電磁的記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)」に改める。

第5条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

行政手続等のデジタル化に向けたアナログ的な手法を前提とする規制の見直しに伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和7年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表

第1条関係（教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(休館日)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第3号の休館日を指定したとき及び前項の規定により第1項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館するときは、館長は、あらかじめその旨を公衆の見易い場所に<u>掲示しなければ</u>ならない。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第3号の休館日を指定したとき及び前項の規定により第1項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館するときは、館長は、あらかじめその旨を公衆の見易い場所に<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ</u>ならない。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第7条 館長は、図書の館内閲覧、館外貸出その他図書館資料の利用について、必要な事項を図書館内の見易い場所に<u>掲示しておかなければ</u>ならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p>第7条 館長は、図書の館内閲覧、館外貸出その他図書館資料の利用について、必要な事項を図書館内の見易い場所に<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しておかなければ</u>ならない。</p>

第2条関係（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2、3 一略一</p> <p>(電磁的記録による作成)</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2、3 一略一</p> <p>(電磁的記録による作成)</p>

<p>第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製する方法により行わなければならない。</p>	<p>第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製する方法により行わなければならない。</p>
---	---

第3条関係（山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（電子情報処理組織による申請等） 第3条 一略— 2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項（前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。）を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された<u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）</u>を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち教育長が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。</p> <p>3～6 一略—</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等） 第3条 一略— 2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項（前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。）を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された<u>電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）</u>を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち教育長が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。</p> <p>3～6 一略—</p>
<p>（電磁的記録による作成等） 第5条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>磁気ディスク</u>をもって調製する方法により行うものとする。</p>	<p>（電磁的記録による作成等） 第5条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製する方法により行うものとする。</p>

教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

行政手続等のデジタル化に向けたアナログ的な手法を前提とする規制の見直しに伴う規定の整備

2 改正内容

(1) 教育機関の組織及び運営に関する規則

県立図書館における休館日や利用方法等の案内についての規定の改正

(現 行) 現地の見やすい場所への掲示

(改正後) 現地の見やすい場所への掲示及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）（＝ホームページでの掲載）

(2) 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

保存を義務付けている書面の保存（作成）に代えて電磁的記録の保存（作成）を行うことができるとする規定の改正

(現 行) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物

(改正後) 電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

(3) 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

行政手続等において書面等の申請（作成）に代えて電磁的記録の申請（作成）を行うことができるとする規定の改正

(現 行) 電子計算機からの送信（ファイルへの記録）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）

(改正後) 電子計算機からの送信（ファイルへの記録）又は電磁的記録媒体

3 施行期日

令和7年4月1日

議第 3 号

山形県教育職員免許状再授与審査会規則の設定について

山形県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように制定する。

山形県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、山形県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育局教職員課において処理する。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）

及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和４年文部科学省令第５号）により、山形県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を規定するため提案するものである。

令和７年３月１８日提出

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

議第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

<p>12 特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願</p>	<p>・免許法第16条の2 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条第1項</p>	<p>1 教育職員免許状授与願 2 学校又は教育機関の卒業又は修了証明書 3 有することを必要とする免許証とその写し（必要ある者に限る。） 4 学力に関する証明書 5 履歴書 6 実務に関する証明書 7 戸籍抄本 8 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第4条第1項の介護等の体験に関する証明書（必要ある者に限る。） 9 免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 10 特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 11 改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類</p>
----------------------------------	--	--

第 12 条第 1 項の表高等学校教諭の項適用条項の欄中「第 38 項及び第 39 項」を「第 35 項及び第 36 項」に改める。

別記様式第 1 号中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

別記様式第 3 号中

「

教科

」を「

教科又は特別 支援教育領域

」に改める。

別記様式第 5 号中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

提 案 理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）により山形県教育職員免許状再授与審査会を設置すること等に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 7 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育職員免許状に関する規則 新旧対照表

現 行			改 正 案		
一略一 第3条 一略一			一略一 第3条 一略一		
出願の種別		提出すべき書類	出願の種別		提出すべき書類
区分	根拠規定		区分	根拠規定	
1～11			1～11		
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
			12 特定 免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>免許法第16条の2</u> ・ <u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条第1項</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>教育職員免許状授与願</u> 2 <u>学校又は教育機関の卒業又は修了証明書</u> 3 <u>有することを必要とする免許証とその写し（必要ある者に限る。）</u> 4 <u>学力に関する証明書</u> 5 <u>履歴書</u> 6 <u>実務に関する証明書</u> 7 <u>戸籍抄本</u> 8 <u>小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第4条第1項の介護等の体験に関する証明書（必要ある者に限る。）</u> 9 <u>免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書</u> 10 <u>特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書</u> 11 <u>改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類</u>

2～5 一略一

第4条～第11条 一略一

(在職年数による修得単位の通減)

第12条 一略一

第1欄				第2欄				第3欄
受けようとする免許の種類	現に有する免許状の種類	適用条項	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
								大学が独自に設定する科目
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

2～5 一略一

第4条～第11条 一略一

(在職年数による修得単位の通減)

第12条 一略一

第1欄				第2欄				第3欄
受けようとする免許の種類	現に有する免許状の種類	適用条項	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
								大学が独自に設定する科目
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

高等 一 種 時 臨 許 法 別 表 第 3 号 免 許 法 施 行 規 則 第 11 条 の 表 備 考 第 3 号 免 許 法 別 表 第 3 号 改 正 法 附 則	免 許 法 別 表 第 3 号	5	10	12	8	45
		6	9	11	8	40
		7	8	10	7	35
		8	7	9	6	30
		9	6	8	5	25
		10	5	6	5	20
		11	4	5	4	15
		12	3	4	3	10
		3	5	7	8	25
		4	5	6	6	20
		5	4	5	5	15
		6	3	4	3	10
	免 許 法 別 表 第 3 号 改 正 法 附 則	10	20	24	16	90
		11	19	23	15	85
		12	18	22	14	80
		13	17	20	14	75
		14	16	19	13	70
		15	15	18	12	65
		16	14	17	11	60
		17	13	15	10	55
		18	12	14	10	50
19		10	13	9	45	
20	9	12	8	40		
21	8	10	7	35		

高等 一 種 時 臨 許 法 別 表 第 3 号 免 許 法 施 行 規 則 第 11 条 の 表 備 考 第 3 号 免 許 法 別 表 第 3 号 改 正 法 附 則	免 許 法 別 表 第 3 号	5	10	12	8	45
		6	9	11	8	40
		7	8	10	7	35
		8	7	9	6	30
		9	6	8	5	25
		10	5	6	5	20
		11	4	5	4	15
		12	3	4	3	10
		3	5	7	8	25
		4	5	6	6	20
		5	4	5	5	15
		6	3	4	3	10
	免 許 法 別 表 第 3 号 改 正 法 附 則	10	20	24	16	90
		11	19	23	15	85
		12	18	22	14	80
		13	17	20	14	75
		14	16	19	13	70
		15	15	18	12	65
		16	14	17	11	60
		17	13	15	10	55
		18	12	14	10	50
19		10	13	9	45	
20	9	12	8	40		
21	8	10	7	35		

第 8 項	22	7	9	6	30	
	23	6	8	5	25	
	24	5	7	5	20	
	25	4	5	4	15	
	26	3	4	3	10	
	免 許 法 別 表 第 3 免 許 法 施 行 規 則 附 則 <u>第38項</u> <u>及</u> <u>第39項</u> (看 護 師 養 成 施 設 3 年 制 卒)	4	10	12	8	45
		5	9	11	7	40
		6	8	10	7	35
		7	7	9	6	30
		8	6	7	5	25
		9	5	6	4	20
10		4	5	4	15	
11	3	4	3	10		
免 許	6	13	16	11	60	
	7	12	15	10	55	

第 8 項	22	7	9	6	30
	23	6	8	5	25
	24	5	7	5	20
	25	4	5	4	15
	26	3	4	3	10
	免 許 法 別 表 第 3 免 許 法 施 行 規 則 附 則 <u>第35項</u> <u>及</u> <u>第36項</u> (看 護 師 養 成 施 設 3 年 制 卒)	4	10	12	8
5		9	11	7	40
6		8	10	7	35
7		7	9	6	30
8		6	7	5	25
9		5	6	4	20
10		4	5	4	15
11	3	4	3	10	
免 許	6	13	16	11	60
	7	12	15	10	55

法 別 表 第 3 免 許 法 施 行 規 則 附 則 第 <u>38</u> <u>項</u> <u>及</u> <u>び</u> 第 <u>39</u> <u>項</u> (看 護 師 養 成 施 設 2 年 制 卒)	8	11	14	9	50
	9	10	12	9	45
	10	9	11	8	40
	11	8	10	7	35
	12	7	9	6	30
	13	6	8	5	25
	14	5	6	5	20
	15	4	5	4	15
	16	3	4	3	10
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

2～4 一略一
第13条～第16条 一略一
附 則
一略一

法 別 表 第 3 免 許 法 施 行 規 則 附 則 第 <u>35</u> <u>項</u> <u>及</u> <u>び</u> 第 <u>36</u> <u>項</u> (看 護 師 養 成 施 設 2 年 制 卒)	8	11	14	9	50
	9	10	12	9	45
	10	9	11	8	40
	11	8	10	7	35
	12	7	9	6	30
	13	6	8	5	25
	14	5	6	5	20
	15	4	5	4	15
	16	3	4	3	10
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

2～4 一略一
第13条～第16条 一略一
附 則
一略一

別記
様式第1号

教育職員免許状授与願

年 月 日

山形県教育委員会 殿



本 籍 地
現 住 所
(電話番号)
ふりがな
氏 名
年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第69条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。
2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の範囲の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第3項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。
教育職員免許法第5条第1項要件
(3) 禁煙以上の刑に処せられた者
(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別記
様式第1号

教育職員免許状授与願

年 月 日

山形県教育委員会 殿



本 籍 地
現 住 所
(電話番号)
ふりがな
氏 名
年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第69条第2項若しくは第69条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。
2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の範囲の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第3項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。
教育職員免許法第5条第1項要件
(3) 禁煙以上の刑に処せられた者
(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名 年 月 日生

受けようとする免許状の種類		教 科		
普通免許又は普通免許状		取得年月日	年 月 日	
勤務の場所(勤務校名)	職 名	良好な成績で勤務した期間	長期休暇、休業等により勤務に当たらなかった期間	
			理 由	期 間
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
良好な成績で勤務した年月数		年 月 (休職期間等を除いた勤務期間の実年月数)		
実務の評価	所 属 長 の 所 見			
	[]			

上記のとおりであることを証明する。
 年 月 日 所 属 長 []
 年 月 日 実務証明責任者

注意 1 「勤務内容」の欄には、担当教科、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。なお、勤務の場所が特別支援学校の場合には、小学部、中学部等部科及び担当教育領域の別も記入すること。
 2 「所属長の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌業務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
 3 この証明書は、所属長及び実務証明責任者において捺印すること。

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名 年 月 日生

受けようとする免許状の種類		教科又は特別支援教育領域		
普通免許又は普通免許状		取得年月日	年 月 日	
勤務の場所(勤務校名)	職 名	良好な成績で勤務した期間	長期休暇、休業等により勤務に当たらなかった期間	
			理 由	期 間
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
		年 月 日～年 月 日		
良好な成績で勤務した年月数		年 月 (休職期間等を除いた勤務期間の実年月数)		
実務の評価	所 属 長 の 所 見			
	[]			

上記のとおりであることを証明する。
 年 月 日 所 属 長 []
 年 月 日 実務証明責任者

注意 1 「勤務内容」の欄には、担当教科、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。なお、勤務の場所が特別支援学校の場合には、小学部、中学部等部科及び担当教育領域の別も記入すること。
 2 「所属長の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌業務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
 3 この証明書は、所属長及び実務証明責任者において捺印すること。

様式第 5 号

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号)

ふりがな

氏 名

年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

1 免許状の種類

2 数 科

3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の場合には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第6条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。

2 数科の場合には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る数科(数科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

3 特別支援教育領域の場合には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第5条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。

4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項按ずり

(3) 禁選以上の罪に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第 5 号

教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号)

ふりがな

氏 名

年 月 日生(男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

1 免許状の種類

2 数 科

3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の場合には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行規則第6条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。

2 数科の場合には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る数科(数科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

3 特別支援教育領域の場合には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第5条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。

4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項按ずり

(3) 禁選以上の罪に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

議第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）のうち、教育委員会に関する事務に係る部分

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 7 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

繰越明許費の設定について

1 概要

(単位：千円)

事業名	繰越額	概要
県立高等学校各種 営繕工事業	29,700	県立山形南高校及び鶴岡工業高校の屋上防水改修工事について、年度内の完了が見込めないため令和7年度に繰り越すもの
県立高等学校校舎 整備等事業	219,241	県立致道館高校の外壁改修工事について、年度内の完了が見込めないため令和7年度に繰り越すもの
県立特別支援学校 各種営繕工事業	68,677	県立ゆきわり養護学校の屋上防水改修工事について、年度内の完了が見込めないため令和7年度に繰り越すもの
県立特別支援学校 校舎整備等事業	236,630	県立上山高等養護学校・山形盲学校改築整備に係る設計業務委託について、年度内の完了が見込めないため令和7年度に繰り越すもの
学校施設災害復旧 事業	81,365	県立置賜農業高校学校敷地内で令和4年度末に発生した地すべりの復旧事業について、年度内の完了が見込めないため令和7年度に繰り越すもの